

# 介護老人福祉施設 博仁会桜荘 利用料金

## (1) 基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。）

\* 多床室

	利用料	個別機能訓練加算	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	看護体制加算（Ⅰ）	看護体制加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算（Ⅰ）	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
要介護1	573 単位	12 単位	6 単位	4 単位	8 単位	16 単位	月の所定単位の8.3%	月の所定単位の2.3%
要介護2	641 単位	12 単位	6 単位	4 単位	8 単位	16 単位	月の所定単位の8.3%	月の所定単位の2.3%
要介護3	712 単位	12 単位	6 単位	4 単位	8 単位	16 単位	月の所定単位の8.3%	月の所定単位の2.3%
要介護4	780 単位	12 単位	6 単位	4 単位	8 単位	16 単位	月の所定単位の8.3%	月の所定単位の2.3%
要介護5	847 単位	12 単位	6 単位	4 単位	8 単位	16 単位	月の所定単位の8.3%	月の所定単位の2.3%

\* 従来型個室利用者

	利用料	個別機能訓練加算	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	看護体制加算（Ⅰ）	看護体制加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算（Ⅰ）	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
要介護1	573 単位	12 単位	6 単位	4 単位	8 単位	16 単位	月の所定単位の8.3%	月の所定単位の2.3%
要介護2	641 単位	12 単位	6 単位	4 単位	8 単位	16 単位	月の所定単位の8.3%	月の所定単位の2.3%
要介護3	712 単位	12 単位	6 単位	4 単位	8 単位	16 単位	月の所定単位の8.3%	月の所定単位の2.3%
要介護4	780 単位	12 単位	6 単位	4 単位	8 単位	16 単位	月の所定単位の8.3%	月の所定単位の2.3%
要介護5	847 単位	12 単位	6 単位	4 単位	8 単位	16 単位	月の所定単位の8.3%	月の所定単位の2.3%

※上記1単位を10.14円で乗じた1割（2割・3割）分が利用者負担となります。

※なお、施設利用料は、低所得者に関わる減免措置があります。又、外泊・入院等により利用料が若干変わります。

## ② 加算

・初期加算 30 単位（入所した日から起算して30日以内の期間、1日につき30単位。30日を超える病院等への入院後に再び入所した場合も同様。）

・外泊加算 246 単位（外泊された場合に外泊の初日と最終日以外は、上記施設利用料に代えて、1ヶ月につき6日間を限度として、1日につき246単位）

・療養食加算 6 単位/1 食（厚生労働大臣が定める療養食を提供した時）

＜厚生労働大臣が定める療養食＞

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、通風食及び特別な場合の検査食

・科学的介護推進体制加算（Ⅱ） 50 単位/月（入所者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提供していること。また、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。）

・経口移行加算 28 単位（現に経管により食事を摂取している入所者の方に経口移行計画を作成し、経口の食事の摂取を進めるための栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた時。計画が作成された日から起算して180日以内の期間。）

- ・経口維持加算
  - I 400 単位/月（現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合。）
  - II 100 単位/月（経口維持加算（I）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。）

（I・II共に算定は原則計画書を作成した日から6月以内）

- ・看取り介護加算
  - 死亡日以前 31 日以上 45 日以下：72 単位/日
  - 死亡日以前 4 日以上 30 日以下：144 単位/日
  - 死亡日の前日及び前々日：680 単位/日
  - 死亡日：1,280 単位/日
  - \* 医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合。（死亡前 45 日を限度として、死亡月に加算）
  - \* 退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない。

(2) その他の料金

① 居住費（一日当たり）

	負担限度額				当施設費用額
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
多床室（相部屋）	0 円	370 円	370 円	370 円	856 円
従来型個室	320 円	420 円	820 円	820 円	1,173 円

② 食費（一日当たり）

	負担限度額				当施設費用額
	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	利用者負担 第4段階
	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,632 円

- ③ 理美容代 2,000 円
- ④ 特別食代 実費
- ⑤ 教養娯楽費 実費
- ⑥ 日常生活費 実費
- ⑦ 個人電気代 1,000 円